

・ 保険持株会社に係るチェックリスト

.保険持株会社に係るチェックリスト

.法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

【本チェックリストの位置づけ】

本チェックリストは、保険持株会社に対する検査に際し、保険持株会社グループにおいて構築されている法令等遵守態勢が、保険持株会社の子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点として、取締役会等や監査役会等に求められる役割を改めて記載するとともに、保険持株会社グループのコンプライアンスを実現するための施策等を記載したものであり、あくまでも検査官が保険持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置づけられるものである。検査官は、本チェックリストを用いて法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

保険持株会社においては、自己責任原則の下、本マニュアルの趣旨を踏まえ、創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模や特性、保険持株会社が担う役割などに応じた規程等を自主的に作成し、子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めることが期待される。

なお、本チェックリストにおける「【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)」欄は、「保険検査マニュアル」の各チェック項目につき、「保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等」と対応するよう、参考として記載したものである。

【本チェックリストの適用に当たっての留意点】

保険持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その態様の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及形態も異なる。また、現実に存在する保険持株会社グループの形態は、グループによって区別であり、その結果、グループにおける管理態勢や保険持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。本マニュアルは、こうした保険持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本チェックリストの内容を、全ての保険持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本チェックリストの適用に当たっては、チェック項目に則した対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。なお、チェック項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

検査官は、まず、保険持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本チェックリストを活用しながら、保険持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要があり、立入検査に際しては、保険持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【保険持株会社に対する検査を実施する際の手順】

保険持株会社に対する検査に際し、法令等遵守態勢の検証を実施するにあたっては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。

保険持株会社グループの実態を把握し、保険持株会社やグループ内会社が、保険持株会社の子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に及ぼす影響を把握する。

なお、保険持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、当該複数の金融機関が、お互いの健全性等の確保に及ぼし合う影響も把握する必要がある。

上記の影響が生じる原因を、保険持株会社の子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、本チェックリストのチェック項目に沿って検証を実施する。

なお、保険持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、上記の影響が生じる原因を、それぞれの金融機関の健全性等の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、検証する必要がある。

本チェックリストのチェック項目に沿った管理態勢が構築されていない場合には、グループとしての対応が、子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から問題ないかどうかを検証する。

なお、業務管理委託契約や兼任関係等を通じて、保険持株会社の子会社である保険会社が保険持株会社グループを管理している場合にも、同様の検証を行うこととなる。

【注】

1. 本チェックリストにおける「保険持株会社グループ」又は「グループ」とは、保険持株会社、その子会社である保険会社及び当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。

なお、ここにいうの「当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、保険持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社をいう。

2. 本チェックリストにおける「グループ内会社」とは、保険持株会社グループを構成する会社のうち、保険持株会社を除く会社をいう。
3. 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. 法令等遵守体制の整備・確立状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	<p>(1) 保険持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、グループの信頼の維持・向上を図る観点から、保険持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)における業務執行に係る意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>(2) 取締役は、業務執行に当たり、グループの信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。</p> <p>(3) 取締役会においては、子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めるとともに、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p>	(注)「法令等」とは、本チェックリストのVIに掲げる内容に加えて、内部規定を含むものである。	I. 法令等遵守体制の整備・確立状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	<p>1. 業務執行にあたる取締役の責任・義務</p> <p>(1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、保険会社の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>(2) 取締役は、業務執行に当たり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。</p> <p>(3) 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>(4) 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、コンプライアンスに関する諸問題について議論しているか。</p>	(注)「法令等」とは、本チェックリストのVに掲げる内容に加えて、内部規定を含むものである。
	2. 取締役会議事録等の整備	<p>(1) 取締役会議事録を作成しているか。</p> <p>(2) 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。</p> <p>(3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。</p> <p>(4) (3)の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。</p> <p>(5) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。</p>			2. 取締役会議事録等の整備	<p>2. 取締役会議事録等の作成及び備置</p> <p>(1) 取締役会議事録を作成しているか。</p> <p>(2) 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。</p> <p>(3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。</p> <p>(4) (3)の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。</p> <p>(5) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。</p>	
	3. 監査役会等による経営監視機能	<p>(1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の保険持株会社の監査役(以下、「監査役」という。)が出席しているか。</p> <p>(2) 保険持株会社の監査役会(以下、「監査役会」という。))については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。</p>				3. 監査役会等による経営監視機能	<p>3. 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保、総代会等の機能発揮</p> <p>(1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の監査役が出席しているか。また、その場合、常勤監査役が望ましい。</p> <p>(2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。</p>

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。</p> <p>(4) 監査役会は、取締役の職務の執行について、子会社である保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保、及び保険契約者等の保護の観点から行われているかを適切に監査しているか。</p> <p>(5) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。</p> <p>(6) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。</p> <p>(7) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。</p>	(注)商法特例法第18条の2第2項に基づき、監査役会のみならず、監査役自身の権限の行使も妨げられていない点にも留意する必要がある。			<p>(3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。</p> <p>(4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。</p> <p>(5) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。</p> <p>(6) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。</p> <p>(7) 総代会等については、制度の趣旨に則り、経営監視機能が適切に発揮されるよう、法令に従って充実した運営が図られているか。</p>	
	4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	<p>(1) 法令等遵守をグループ経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。 また、その実践に係る基本方針及び遵守基準は、取締役会において策定しているか。</p> <p>(2) 役職員及びグループ内会社(保険募集人を含む。)に法令等遵守に係るグループの基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。また、法令等遵守に関連する規定等を役員室をはじめ、各部門に備え置いているか。</p> <p>(3) 反社会的勢力への対応については、グループとして適切な対応ができる体制が整備されているか。また、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>(4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示しているか。</p>			4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	<p>4. 基本方針等の存在チェック</p> <p>(1) 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。 また、その実践に係る基本方針及び遵守基準は、取締役会において策定しているか。</p> <p>(2) 役職員及び保険募集人に基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記[参考]に掲げる書類を役員室をはじめ、各業務部門及び営業拠点等に備え置いているか。</p> <p>(3) 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>(4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示しているか。</p>	

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
						[参考]「経団連企業行動憲章」及び「実行の手引き」(96.12.17)「行動規範」(生保協会 97.10.17、損保協会 97.10)	
	5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的な行動」のチェック	<p>(1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実かつ率先垂範して取り組んでいるか。また、取締役会は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員及びグループ内会社(保険募集人を含む。)に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を果たしているか。</p> <p>(2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員及びグループ内会社(保険募集人を含む。)に理解させるための具体的施策が講じられているか。</p> <p>① 代表取締役は、年頭所感や各種会議など、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。</p> <p>② 取締役は、コンプライアンス担当部門に適切な人材と規模を確保し、関心をもって管理するとともに業績評価、人事考課において適切な評価を与えているか。</p> <p>③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。</p> <p>④ グループの法令等遵守状況に関し、施策のモニタリングが適切に行われているか。</p>			5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的な行動」のチェック	<p>5. 「取締役の意識」の確認</p> <p>(1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実かつ率先垂範して取り組んでいるか。また、取締役会は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員及び保険募集人に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を果たしているか。</p> <p>(2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員及び保険募集人に理解させるための具体的施策が講じられているか。</p> <p>① 代表取締役は、年頭所感や拠点長会議等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。</p> <p>② 取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け、適切な人材と規模を確保し、関心をもって管理するとともに業績評価、人事考課において適切な評価を与えているか。</p> <p>③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。</p> <p>④ 法令等遵守状況に関し、定期的に施策の評価を行っているか。</p>	
II. 法令等遵守すべき事項(行動規範)の規定・整備状況	1. 「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	<p>(1) 保険持株会社のコンプライアンスを実現するための具体的な手引書(遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したもの。以下、「コンプライアンス・マニュアル」という。)が策定されているか。 また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストのVI.に掲げる内容に留意して策定されているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容は、役職員に周知徹底されているか。</p>		II. 法令等遵守すべき事項(行動規範)の規定・整備状況	「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	<p>(1) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書(遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したもの。以下、「コンプライアンス・マニュアル」と称する。)を策定しているか。 また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストのV.に掲げる内容を含むものとなっているか。 また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前記[参考]「行動規範」(生保協会、損保協会)等を反映させた保険会社の社会的責任と公共的使命を踏まえつつ企業風土等を勘案して、適切かつ具体的な内容となっているか。例えば、保険募集人に対し、その職務内容に則した「コンプライアンス・マニュアル」が策定されているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容を、役職員及び保険募集人に周知徹底しているか。</p>	

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切に内容の見直しが行われているか。</p> <p>(5) グループの基本方針及び遵守基準の作成・変更の際には、リーガル・チェックが実施されているか。</p> <p>(6) グループ内会社のコンプライアンス・マニュアルについて、保険持株会社が定めたグループの基本方針に沿った内容となっていることが把握されているか。</p>				<p>(4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切に内容の見直しを行っているか。</p> <p>(5) 基本方針及び遵守基準の作成・変更の際には、リーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始、新たな商品の発売に当たっても同様に実施しているか。</p>	
Ⅲ. 遵守体制(態勢)が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	<p>1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p> <p>2. 「コンプライアンス環境」のチェック</p>	<p>(1) 保険持株会社のコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(規定の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」という。)の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・プログラム」は、適時、合理的なものとして策定されているか。なお、最長でも年度毎に策定されているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握・評価しているか。</p> <p>(5) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、各部門の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に衡平に反映しているか。</p> <p>(6) グループ内会社における「コンプライアンス・プログラム」の策定及び重要な内容の見直しの状況、進捗状況について、的確に把握しているか。</p>	<p>(注) 体制等の整備には、規定等の整備を含む。</p>	Ⅲ. 遵守体制(態勢)が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	<p>1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p> <p>2. 「コンプライアンス環境」のチェック</p>	<p>1. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(規定の整備、内部統制の実施計画、職員及び保険募集人の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」と称する。)の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(1) 「コンプライアンス・プログラム」は、適時、合理的なものとして策定されているか。なお、最長でも年度毎に策定されているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握・評価しているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業拠点等の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に衡平に反映しているか。</p> <p>2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況</p> <p>(1) コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制等について、内部規定等を整備しているか。</p> <p>① コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、統括部門の所掌事項を明確にしているか。</p>	

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>② 各部門のコンプライアンスを担当する者を定めているか。</p> <p>③ グループの不祥事等の発生に際し、例えばグループ内会社における不祥事等が保険持株会社の内部監査部門等に必要に応じて速やかに報告されることとなっているなど、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>(2) 法務関連の情報を的確に収集・管理しているか。</p> <p>① コンプライアンス統括部門と各部門及びグループ内会社との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>② コンプライアンス統括部門は、グループ内会社との連携を図っているか。また、保険持株会社及びグループ内会社において問題点が発見された場合、法令等に抵触しない範囲で適切にコンプライアンス統括部門に報告される体制となっているか。</p> <p>③ 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>① 保険持株会社において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。</p> <p>② グループ内会社において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われていることを把握しているか。</p> <p>③ グループ内会社におけるコンプライアンス担当部門において、必要とされる法務知識の蓄積が図られていることを把握しているか。</p> <p>(4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p> <p>① コンプライアンス統括部門は、報告を受けた不祥事件や苦情等について、必要に応じて事後確認を実施しているか。</p>	(注)この場合の「コンプライアンス担当部門」には、いわゆる「法務担当部署」が含まれるものとする。			<p>② 各業務部門及び営業拠点等毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>③ 不祥事等の発生に際し、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>(2) 法務関連の情報を的確に収集・管理しているか。</p> <p>① 統括部門と各業務部門及び営業拠点等との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。あわせて、営業拠点と保険募集人との間も明確にしているか。</p> <p>② 統括部門と各業務部門及び営業拠点等との連携を図っているか。あわせて、営業拠点と保険募集人との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者から直ちに統括部門に報告する体制となっているか。</p> <p>③ 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>① 代表取締役及び担当取締役を中心として講師等で参加するなど、研修に積極的に関与しているか。</p> <p>② 各業務において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。また、保険募集人を含め職階に応じた研修体系が確立されているか。</p> <p>③ 各業務部門毎に、最低限必要とされる法務知識の蓄積を図っているか。</p> <p>(4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p> <p>① 苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備しているか。</p> <p>② コンプライアンス担当部門は適切に苦情等の事後確認を実施しているか。</p>	

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>② 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。また、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。 また、グループ内会社においても同様の体制が構築されていることを把握しているか。</p> <p>(5) 情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>① 保険業法の定める情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>② 証券取引法の定める適時開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(6) 保険持株会社における特定の職員を、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事又は兼務させている場合は、事故防止のための適切な方策を講じているか。</p> <p>(7) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む。)が職場を離れる方策を採っているか。 なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。</p> <p>(8) グループ内会社において、事故防止等の観点から採っている方策を把握しているか。</p>	<p>(注) 監査役の間とは、例えば、再発防止策の検証など取締役の執行の監査をいう。</p> <p>(注) この検証に際しては、(6)及び(7)にあるような適切な方策が講じられているかどうかの実態を十分に踏まえ検証する必要があることに留意する。</p>			<p>③ 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。 また、事件の調査・解明は事件とは独立した部門で行っているか。なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。 さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。</p> <p>(5) 情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>① 保険業法の定める情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>② 証券取引法の定める適時開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(6) 特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを実施しているか。 また、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためのその他の適切な方策を講じているか。</p> <p>(7) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者、保険募集人を含む)が職場を離れる方策を採っているか。なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。 また、独立した営業主体等において、やむを得ない理由により職場を離れる方策を採り得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。</p>	

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(9) グループ内会社において、テロ資金供与やマネー・ロンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、適切な顧客管理体制が整備されていることを把握しているか。				(8) テロ資金供与やマネー・ロンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 ① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。 ② テロ資金供与又はマネー・ロンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。(また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。) ③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。 ⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。	(注)「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ロンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。
IV. 法令等に違反した場合の制裁(懲罰)規定の整備・運用状況	1. 「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	(1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合に、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を講じているか。 ① 取締役 イ. 取締役会の招集(商法第259条) ロ. 監査役への報告(商法第274条ノ2) ② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止(商法第275条ノ2) ロ. 取締役会の招集(商法第260条ノ3 第3項・第4項) ハ. 取締役会への報告(商法第260条ノ3 第2項) ニ. 株主総会に対する意見報告(商法第275条) ホ. 監査報告書への記載(商法第281条ノ3 第2項第10号)		IV. 法令等に違反した場合の制裁(懲罰)規定の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	違反した場合の制裁(懲罰)規定の整備・運用状況 (1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合に、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。 ① 取締役 イ. 取締役会の招集(商法第259条) ロ. 監査役への報告(商法第274条ノ2) ② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止(商法第275条ノ2) ロ. 取締役会の招集(商法第260条ノ3 第3項・第4項) ハ. 取締役会への報告(商法第260条ノ3 第2項) ニ. 株主総会に対する意見報告(商法第275条) ホ. 監査報告書への記載(商法第281条ノ3 第2項第10号)	

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>(3) 法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しているか。</p> <p>(4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。</p> <p>(5) 監査役は法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。</p> <p>(6) 保険持株会社において違反行為が発見された場合の、取締役に対する報告体制を整備しているか。また、グループ内会社において違反行為が発見された場合の報告体制についても整備されているか。</p> <p>(7) 保険持株会社の制裁(懲罰)規定を整備しているか。また、制裁(懲罰)規定の適用は厳正かつ公平に行っているか。</p> <p>(8) グループ内会社に、コンプライアンス担当部門が設置されていることを把握しているか。</p> <p>(9) グループ内会社におけるコンプライアンス担当部門の機能が十分に発揮されていることを把握しているか。</p> <p>(10) グループ内会社におけるコンプライアンス担当部門が、有効な連携関係を確保できるよう、適切な方策が講じられているか。</p>				<p>(2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>(3) 保険会社は、法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しているか。</p> <p>(4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。</p> <p>(5) 監査役は法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。</p> <p>(6) 違反行為が発見された場合の取締役に対する報告体制を整備しているか。</p> <p>(7) 制裁(懲罰)規定を整備しているか。また、制裁(懲罰)規定の適用は厳正かつ公平に行っているか。</p> <p>(8) 一定規模以上のリスクのある業務部門及び営業拠点等には、法令遵守状況を確認する独立したコンプライアンス・オフィサーを配置しているか。</p> <p>(9) コンプライアンス・オフィサーの機能が十分に発揮されているか。</p> <p>(10) コンプライアンス担当部門が有効な連携関係を確保しているか。</p>	
V. 情報管理	1. 顧客情報管理体制の整備	<p>(1) 取締役会等は、グループ内において顧客情報を共有する場合、その方針等を明確に規定しているか。また、その方針等が遵守されていることを適切に把握しているか。</p> <p>さらに、グループ内会社が策定した手続きについて、グループの方針等に沿った内容となっていることを把握しているか。</p> <p>(2) 子会社である保険会社の顧客情報を、当該保険会社と保険持株会社及びグループ内会社(当該保険会社を除く。)との間で共有するなどの場合には、顧客自身の同意があるなど法令等に抵触しない範囲で適切に対応しているか。</p>	(注) 保険持株会社が子会社に証券会社を有する場合、当該証券会社の顧客情報を共有するに当たっては、証券取引法第45条(当該条文と関連する条文を含む。)の規定に留意する。				

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
VI. 保険会社又は 保険持株会社とそ の経営者等が遵守 すべき具体的な法 令等	1. 法規制の概要	1. 「保険会社又は保険持株会社」に対する法規制 (1) 法律 ① 保険業法 ② 損害保険料率算出団体に関する法律 ③ 自動車損害賠償保障法 ④ 地震保険に関する法律 ⑤ 銀行法 ⑥ 証券取引法 ⑦ 外国証券業者に関する法律 ⑧ 証券投資信託法 ⑨ 出資法 ⑩ 貸金業法 ⑪ 投資顧問業法 ⑫ 抵当証券業法 ⑬ 商品ファンド法 ⑭ 不動産特定共同事業法 ⑮ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ⑯ 前払式証券の規制等に関する法律 ⑰ 金融先物取引法 ⑱ 無尽業法 ⑲ 信託業法 ⑳ 宅建業法 21 不動産登記法 22 建築基準法 23 不当景品類及び不当景品表示防止法 24 不正アクセス禁止法 2. 「株式会社」に対する法規制 (1) 商法第二編 (2) 商法特例法 3. 「経済秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 独占禁止法 (2) 不正競争防止法 (3) 証券取引法 (4) 商品取引所法 (5) 金融先物取引法 (6) 消費者保護法制 ① 消費者保護基本法 ② 利息制限法 ③ 出資法 ④ 貸金業法 ⑤ 割賦販売法 ⑥ 訪問販売法 ⑦ 無限連鎖講の防止に関する法律 ⑧ 消費者契約法 ⑨ 金融商品販売法		V. 保険会社とそ の経営者等が遵守 すべき具体的な法 令等	1. 法規制の概要	1. 「保険会社」に対する法規制 (1) 法律 ① 保険業法 ② 損害保険料率算出団体に関する法律 ③ 自動車損害賠償保障法 ④ 地震保険に関する法律 ⑤ 銀行法 ⑥ 証券取引法 ⑦ 外国証券業者に関する法律 ⑧ 証券投資信託法 ⑨ 出資法 ⑩ 貸金業法 ⑪ 投資顧問業法 ⑫ 抵当証券業法 ⑬ 商品ファンド法 ⑭ 不動産特定共同事業法 ⑮ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ⑯ 前払式証券の規制等に関する法律 ⑰ 金融先物取引法 ⑱ 無尽業法 ⑲ 信託業法 ⑳ 宅建業法 21 不動産登記法 22 建築基準法 23 不当景品類及び不当景品表示防止法 24 不正アクセス禁止法 2. 「株式会社」に対する法規制 (1) 商法第二編 (2) 商法特例法 3. 「経済秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 独占禁止法 (2) 不正競争防止法 (3) 証券取引法 (4) 商品取引所法 (5) 金融先物取引法 (6) 消費者保護法制 ① 消費者保護基本法 ② 利息制限法 ③ 出資法 ④ 貸金業法 ⑤ 割賦販売法 ⑥ 訪問販売法 ⑦ 無限連鎖講の防止に関する法律 ⑧ 消費者契約法 ⑨ 金融商品販売法	

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		4. 「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪(商法第486条第1項)・詐欺罪(刑法第246条)・背任罪(刑法第247条)・業務上横領罪(刑法第253条) (4) 利息制限法 (5) 出資法 (6) 組織的犯罪処罰法 (7) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (8) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律				4. 「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪(商法第486条第1項)・詐欺罪(刑法第246条)・背任罪(刑法第247条)・業務上横領罪(刑法第253条) (4) 利息制限法 (5) 出資法 (6) 組織的犯罪処罰法 (7) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (8) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律	
	2. 「経営」に関する法規制の概要	1. 役員の兼任禁止違反(保険業法第8条、第333条) 2. 粉飾決算・違法配当(保険業法第15条、第324条) 3. 定款等備付違反(商法第263条) 4. 他業禁止業務(保険業法第100条、第271条の21、第333条) 5. 特定関係者(子会社等)との取引規制違反(保険業法第100条の3) 6. 株式の取得等の制限違反(保険業法第107条、第333条、独占禁止法第11条) 7. 業務報告書虚偽記載等(保険業法第110条、第271条の8、第317条) 8. ディスクロズ未済、虚偽(保険業法第13条、第333条、第111条、第271条の25、第317条、証取法第197条、第207条) 9. 責任準備金、支払備金積立違反(保険業法第116条、第117条、第333条) 10. 監督当局への報告違反(保険業法第127条、第128条、第271条の27、第333条)			2. 「経営」に関する法規制の概要	1. 役員の兼任禁止違反(保険業法第8条、第333条) 2. 粉飾決算・違法配当(保険業法第15条、第55条、第58条、第324条) 3. 定款等備付違反(保険業法第52条、第333条、商法第263条) 4. 他業禁止業務(保険業法第100条、第333条) 5. 特定関係者(子会社等)との取引規制違反(保険業法第100条の3) 6. 株式の取得等の制限違反(保険業法第107条、第333条、独占禁止法第11条) 7. 業務報告書虚偽記載等(保険業法第110条、第317条) 8. ディスクロズ未済、虚偽(保険業法第13条、第59条、第333条、第111条、第317条、証取法第197条、第207条) 9. 責任準備金、支払備金積立違反(保険業法第116条、第117条、第333条) 10. 監督当局への報告違反(保険業法第127条、第128条、第333条)	

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		11. 検査忌避(保険業法第129条、第271条の28、第317条) 12. 業務停止命令違反(保険業法第132条、第241条、第271条の29、第316条) 13. 取締役等の背任行為(保険業法第322条、商法第486条) 14. 払込み仮装のための預合(保険業法第326条、商法第491条) 15. 増資ルール違反(商法第280条ノ2以下) 16. 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与一保険業法第59条、第331条、商法第294条ノ2、第497条) 17. 疑わしい取引の届出(組織的犯罪処罰法第54条) 18. 共同行為・談合(独占禁止法第3条) 19. 顧客情報漏洩、守秘義務違反(刑法第247条、判例) 20. 本人確認等(本人確認法第3条) 21. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条) 22. 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)				11. 検査忌避(保険業法第129条、第317条) 12. 業務停止命令違反(保険業法第132条、第241条、第316条) 13. 取締役等の背任行為(保険業法第322条、商法第486条) 14. 払込み仮装のための預合(保険業法第326条、商法第491条) 15. 増資ルール違反(商法第280条ノ2以下) 16. 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与一保険業法第59条、第331条、商法第294条ノ2、第497条) 17. 疑わしい取引の届出(組織的犯罪処罰法第54条) 18. 共同行為・談合(独占禁止法第3条) 19. 顧客情報漏洩、守秘義務違反(刑法第247条、判例) 20. 本人確認等(本人確認法第3条) 21. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条) 22. 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)	
	3. 「経理」に関する法規制の概要	1. 利益準備金積立違反(保険業法第14条、第333条) 2. 商品の区分の特性に応じた経理の適切性の欠如、剰余金基準超分配違反(保険業法第114条) 3. 株式評価替え計上利益の準備金積立違反(保険業法第112条、第333条) 4. 価格変動準備金積立違反(保険業法第115条、第333条) 5. 特別勘定振替違反(保険業法第118条、第333条)			3. 「経理」に関する法規制の概要	1. 利益準備金積立違反(保険業法第14条、第333条) 2. 損失補填準備金積立、目的外取崩違反(保険業法第54条、第57条、第333条) 3. 基金償却積立金、目的外取崩違反(保険業法第56条、第57条、第333条) 4. 商品の区分の特性に応じた経理の適切性の欠如、剰余金基準超分配違反(保険業法第58条、第114条) 5. 株式評価替え計上利益の準備金積立違反(保険業法第112条、第333条) 6. 価格変動準備金積立違反(保険業法第115条、第333条) 7. 特別勘定振替違反(保険業法第118条、第333条)	

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	4. 「募集」に関する法規制の概要	1. 保険契約者に対する重要事項説明(保険業法第100条の2、第300条、) 2. 保険契約場所、対象の制限違反[外国保険業者](保険業法第185条、第186条、第316条) 3. 無登録、無資格の保険募集の禁止違反(保険業法第275条、第317条の2) 4. 登録虚偽申請、登録内容届出違反[生命保険募集人、損害保険代理店](保険業法第279条、第280条、第337条) 5. 他会社委託募集違反[生命保険募集人](保険業法第282条) 6. 所属会社の賠償責任[生命保険募集人、損害保険募集人](保険業法第283条) 7. 原簿備付違反[生命保険募集人、損害保険代理店](保険業法第285条) 8. 自己契約の禁止違反[損害保険代理店、保険仲立人](保険業法第295条) 9. 誠実義務違反[保険仲立人](保険業法第299条) 10. 契約締結、募集に関する禁止行為違反(保険業法第300条、第307条、第317条の2) 11. 保険子会社の保険募集への禁止行為違反(保険業法第301条) 12. 保険持株会社及びその子会社の保険募集への禁止行為違反(保険業法第301条の2) 13. 役員又は使用人の届出違反[損害保険代理店、保険仲立人](保険業法第302条) 14. 帳簿書類の備付違反、虚偽記載[保険仲立人](保険業法第303条、第320条) 15. 事業報告書の提出違反、虚偽記載[保険仲立人](保険業法第304条、第320条)			4. 「募集」に関する法規制の概要	1. 保険契約者に対する重要事項説明(保険業法第100条の2、第300条) 2. 保険契約場所、対象の制限違反[外国保険業者](保険業法第185条、第186条、第316条) 3. 無登録、無資格の保険募集の禁止違反(保険業法第275条、第317条の2) 4. 登録虚偽申請、登録内容届出違反[生命保険募集人、損害保険代理店](保険業法第279条、第280条、第337条) 5. 他会社委託募集違反[生命保険募集人](保険業法第282条) 6. 所属会社の賠償責任[生命保険募集人、損害保険募集人](保険業法第283条) 7. 原簿備付違反[生命保険募集人、損害保険代理店](保険業法第285条) 8. 自己契約の禁止違反[損害保険代理店、保険仲立人](保険業法第295条) 9. 誠実義務違反[保険仲立人](保険業法第299条) 10. 契約締結、募集に関する禁止行為違反(保険業法第300条、第307条、第317条の2) 11. 保険子会社の保険募集への禁止行為違反(保険業法第301条) 12. 役員又は使用人の届出違反[損害保険代理店、保険仲立人](保険業法第302条) 13. 帳簿書類の備付違反、虚偽記載[保険仲立人](保険業法第303条、第320条) 14. 事業報告書の提出違反、虚偽記載[保険仲立人](保険業法第304条、第320条) 15. 検査忌避[生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人](保険業法 第305条、第320条)	(注)「4. 」には保険仲立人に係る事項も参考として掲載している

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		16. 検査忌避[生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人](保険業法 第305条、第320条) 17. 業務改善命令違反[生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人](保険業法第306条、第320条) 18. 契約申込撤回時の金銭返戻違反等(保険業法第309条) 19. マネー・ローンダリング(疑わしい取引の届出一組織的犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び收受一同第10条、第11条) 20. 保険料等の着服等(詐欺-刑法第246条、第246条の2、背任-第247条、横領-第252条、第253条) 21. 本人確認等(本人確認法第3条) 22. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条) 23. 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)				16. 業務改善命令違反[生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人](保険業法第306条、第320条) 17. 契約申込撤回時の金銭返戻違反等(保険業法第309条) 18. マネー・ローンダリング(疑わしい取引の届出一組織的犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び收受一同第10条、第11条) 19. 保険料等の着服等(詐欺-刑法第246条、第246条の2、背任-第247条、横領-第252条、第253条) 20. 本人確認等(本人確認法第3条) 21. 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条) 22. 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)	
	5. 「資産運用」に関する法規制の概要	1. 資産運用方法等違反(保険業法第97条) 2. 大口融資規制違反(迂回融資を含む)(保険業法第97条の2) 3. 不法な使途目的に対する貸付 (1) 売春防止法第13条以下 (2) 犯罪に加担すれば共犯となる(刑法第60条、第62条) (3) 公序良俗違反(民法第90条) 4. 専決権限規定違反の融資 (1) 分割貸付(同一人に融資するものであるが、法令や内部規定の制限を免れるため、名義を分割し、形式的には複数の人に融資をする形式をとる貸付) (2) 稟議違反(稟議承認を得るために、つけられた条件に違反する融資を実行する。) (3) 無稟議(稟議をしなければ融資をできないにもかかわらず、稟議をしないで融資を実行する。) 5. 取締役に対する貸付(商法第265条) 取締役会の承認決議を要する。 6. 金利制限違反(利息制限法など) 7. 浮貸し(出資法第3条、第8条、刑法第253条、商法第486条) 8. 情実融資(商法第486条) 9. インサイダー情報を利用した資産運用(証取法第163条ないし第167条)			5. 「資産運用」に関する法規制の概要	1. 資産運用方法等違反(保険業法第97条) 2. 大口融資規制違反(迂回融資を含む)(保険業法第97条の2) 3. 不法な使途目的に対する貸付 (1) 売春防止法第13条以下 (2) 犯罪に加担すれば共犯となる(刑法第60条、第62条) (3) 公序良俗違反(民法第90条) 4. 専決権限規定違反の融資 (1) 分割貸付(同一人に融資するものであるが、法令や内部規定の制限を免れるため、名義を分割し、形式的には複数の人に融資をする形式をとる貸付) (2) 稟議違反(稟議承認を得るために、つけられた条件に違反する融資を実行する。) (3) 無稟議(稟議をしなければ融資をできないにもかかわらず、稟議をしないで融資を実行する。) 5. 取締役に対する貸付(商法第265条、保険業法第51条) 取締役会の承認決議を要する。 6. 金利制限違反(利息制限法など) 7. 浮貸し(出資法第3条、第8条、刑法第253条、商法第486条) 8. 情実融資(商法第486条) 9. インサイダー情報を利用した資産運用(証取法第163条ないし第167条)	

保険持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「保険検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢の チェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	6. 「付随業務」に関する法規制の概要 ・保険代理業務、事務代行 ・証券業務 ・投信窓販業務	1. 他の保険会社の保険業務の代理、事務の代行(保険業法第98条) 2. 証券業務、投信窓販業務 (1) 不当勧誘行為(取引一任勘定取引など)の禁止(証取法第42条) (2) 損失補填の禁止(証取法第42条の2) (3) 詐欺的行為の禁止(証取法第157条、第158条、第168条ないし第171条) (4) 相場操縦の禁止(証取法第159条など) (5) インサイダー取引の禁止(証取法第163条ないし第167条)			6. 「付随業務」に関する法規制の概要 ・保険代理業務、事務代行 ・証券業務 ・投信窓販業務	1. 他の保険会社の保険業務の代理、事務の代行(保険業法第98条) 2. 証券業務、投信窓販業務 (1) 不当勧誘行為(取引一任勘定取引など)の禁止(証取法第42条) (2) 損失補填の禁止(証取法第42条の2) (3) 詐欺的行為の禁止(証取法第157条、第158条、第168条ないし第171条) (4) 相場操縦の禁止(証取法第159条など) (5) インサイダー取引の禁止(証取法第63条ないし第167条)	